

泉佐野市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業における 健康状態不明者への個別アプローチ業務委託募集要領

この要領は、泉佐野市後期高齢者医療事務事業及び同事業にかかる泉佐野市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における健康状態不明者への個別アプローチ業務を委託するにあたり、その事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1. 業務名

泉佐野市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における健康状態不明者への個別アプローチ業務

2. 業務内容

- (1) 高齢者の健康維持・フレイル予防を促進し、健康寿命の延伸を図るため、健康増進に関心が低く健康状態が不明（以下、健康状態不明者という）である高齢者に対し、ハイリスクアプローチとして医療専門職が健康状態や心身機能を把握し、相談・支援を実施する。
- (2) その他、業務等の詳細については、別紙「泉佐野市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における健康状態不明者への個別アプローチ業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 提案限度額

4,983,000円（税込）

5. 優先交渉者の選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により行う。
- (2) 審査結果については、提案者全員に文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申立等には一切応じない。
- (3) 総合点の最も高い者の提案する運用案及び経費等と、あらかじめ泉佐野市の設定する運用及び予算額に差異がある場合は、交渉を行い合意に至れば契約を締結する。
- (4) 上記の交渉が合意に至らなかった場合は、次点の者との交渉を行い合意に至れば契約を締結する。

- (5) 審査結果が最低合格点に達しない場合は、提案者が1者のみでも選定しないことがある。

6. 参加資格要件

企画提案書を提出する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 泉佐野市入札参加資格停止要綱第2条及び第3条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 泉佐野市契約事務取扱要綱第6条に規定されている名簿に記載されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団などの構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。
- (6) 提案する業務内容を実施するにあたって必要な許認可を有すること。

7. 参加申込書の配布と参加申込

(1) 申込書

「9. スケジュール」に示す期間内に泉佐野市のホームページで公表。

<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/koikuho/index.html>

(2) 提出書類

本プロポーザルの参加希望者は、以下の資料を提出すること。（所定の様式は市ホームページ上からダウンロードしてください。）

- ① 参加申込書
- ② 役員名簿（様式任意）
- ③ 誓約書
- ④ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
- ⑤ 国税、市税に滞納がないことの証明書
- ⑥ 消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書

(3) 提出方法

下記のいずれかの方法による。

郵送または窓口へ持参すること。

※郵送の場合は配達記録が残るものとする。

※窓口へ持参の場合は平日午前9時から午後5時までとする。

(4) 質問

質問がある場合は、質問書（様式3）を期日までに電子メールにて送付すること。※
期限を過ぎた質問には回答しないものとする。

(5) 回答

令和8年6月10日（水）までに質問者名を無記載にてとりまとめ、すべての参加者
に対して、電子メールにより回答する。ただし、質問内容が本事業による業者選定に公
平性が保てないと判断される場合は回答しない。

8. 企画提案書

(1) 提出方法

期間内に以下の書類に鑑（様式4）を添えて提出すること。

①提出書類

- ア 事業者概要書 正本1部・副本5部
- イ 企画提案書 正本1部・副本5部
- ウ 委任状（委任する場合のみ：様式5）1部
- エ 見積書（様式は任意）正本1部・副本5部

※仕様書及び提案書の内容に基づいた各経費の内訳及び積算根拠を記載し、消費税
及び地方消費税を除いた金額を明記すること。

②書式

自由。ただし、A4版、両面印刷を基本とし、中央下部にページを付すこと。

また、公正を期すため、事業者のロゴや名称等の入った用紙の使用、掲載は控える
こと。

③提出期限

参加申込書等の提出と同じ

④その他

- ア 提出書類受付後の修正、変更等は一切認めない。
- イ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は参加資格を失うものとする。
- ウ 提出書類については返却しない。
- エ 提出書類の作成、訪問等にかかる費用は全て応募者の負担とする。
- オ 提出期限までに必要書類が提出されない場合は辞退と判断する。
- カ 本プロポーザルへの参加申込書提出期限の翌日から選定委員会において選考が
終了するまでの間は、選定委員及び事務局並びに関係部局に対する営業活動を禁止
する。

9. スケジュール

日程（令和8年）	内容
5月28日（木）	募集要領・仕様書等の配布
5月28日（木）～ 6月5日（金）午後5時まで	参加申込書・質問書の提出期間
6月10日（水）	質問に対する回答
6月10日（水）～6月19日（金）	企画提案書等（辞退届：様式5）の受付期間
6月下旬	優先交渉権者の決定通知
※書類の配布・提出等について窓口による対応は下記のとおりです。 泉佐野市役所 健康福祉部 国保年金課（市役所1階） 〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東1丁目1番1号 （電話）072-463-1212（代表）内線2129（開庁時間）午前8時45分～午後5時 15分	

10. 審査の実施

提案書の内容について、審査を行う。

なお、参加申込者が一者のみであっても審査を行い、審査基準の7割以上を満たす場合は優先交渉権者とする。審査項目及び審査基準 別記 評価表のとおり。

11. 失格

以下の条件に該当すると判断したときは当該参加者を失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合。
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合。

12. 契約手続きについて

- (1) 契約の手続き

優先交渉権者と泉佐野市の間で協議を行い、令和8年7月1日を目途に契約を締結する。

- (2) 委託料の支払

委託料の支払いは、原則、精算払いとする。

- (3) 本市との委託契約にあたっては、泉佐野市契約規則（平成12年泉佐野市規則第23号）第32条各号（第2号及び第5号を除く）に該当する場合を除き、契約金の10%以上を契約保証金として納付すること。

13. 企画提案公募の停止・中止又は取消し

本市の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、企画提案公募を実施することができない場合、中止・停止又は取消すことがある。この場合、提案者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

別記 評価表

評価点							
5	4	3	2	1	0		
非常に優れている	優れている	標準である	やや劣っている	劣っている	記述がない		
評価項目	評価事項				評価点	ウェイト	項目評価点 (評価点×ウェイト) /配点
1	制度及び業務 に対する理解	本業務に対する基本的な方針や考え方が、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」の目的と相違なく示されているか。			点	1	/ 5 点
2	業務実施体制	業務責任者を筆頭とした社内のバックアップ体制は十分か。 緊急時や苦情に対応する窓口の設置は具体的に示されており、適切であるか。			点	1	/ 5 点
		保健指導において、資格及び専門的な知識・技術を有する人員が、十分に配置されているか。			点	2	/10 点
		従事者（医療専門職）の資質・技術の保持向上のために研修を実施しているか。 また、その内容や頻度は効果的と考えられるか。			点	1	/ 5 点
3	業務実績	他自治体等での類似業務の実績及び実施を通じて得られた技術・ノウハウにより、本市の保健指導の実施において十分な効果を期待できるか。			点	2	/ 10 点

4	個人情報保護	個人情報の取り扱い管理や個人情報保護の措置について、具体的に記載されており、かつ、適切であるか。	点	1	/ 5 点
5	業務内容	①勸奨通知の送付や保健指導の実施スケジュールは、実行可能で、対象者となる高齢者が指導を受けやすいように配慮されているか。	点	1	/5 点
		②訪問指導の報告が適切にされるように工夫されているか。	点	1	/5 点
		③訪問指導について、高齢者（特に後期高齢者）へのフレイル予防の支援や健康相談の実施において、対象者の状態や特性に応じた指導方針と注意点・安全面への配慮は具体的かつ適切であるか。	点	2	/10 点
		④訪問指導への参加勧奨の手法や内容は、高齢者の参加意欲を高めるための効果的な工夫が施されているか。	点	2	/10 点
		⑤訪問指導については、健康状態不明者に対し、健康増進に関心を深めるためのものであり、科学的根拠に基づいた適切なものであるか。	点	2	/10 点
		⑥訪問指導において、具体的な対応の提案内容から、支援が必要な高齢者を本市の継続支援につなげることが期待できるか。	点	2	/10 点
		⑦訪問時に配布する資料等から、参加した高齢者がフレイル予防につながる行動変容を起こし、また継続できることが期待できるか。	点	2	/10 点
					合計得点 /100 点(満点)